

## 1. 地震発生及び津波情報発表の避難マニュアル

### (1) ターミナル内外のお客様避難誘導

- ① 現場指揮担当者は、ターミナル内外の状況を把握し必要な情報を避難誘導担当と各船舶に周知徹底し、混乱を防止するためにお客様に窓から離れ頭上と足元に注意するなど適切な指示を行うこと。
- ② 情報が入り次第、周辺地区の地震の震度、津波の恐れを放送や拡声器などでお客様及び各船舶に案内すること。
- ③-1 地震の被害や津波の恐れが全くない場合は継続運航することを案内すること。
- ③-2 余震が頻発し、建物の倒壊の恐れがある場合は、パールシーリゾート内大芝生広場へ避難させる。
- ③-3 津波注意（警）報が発表されたら、赤崎小学校へ避難させる。

### (2) 旅客乗船中及び下船中の避難誘導

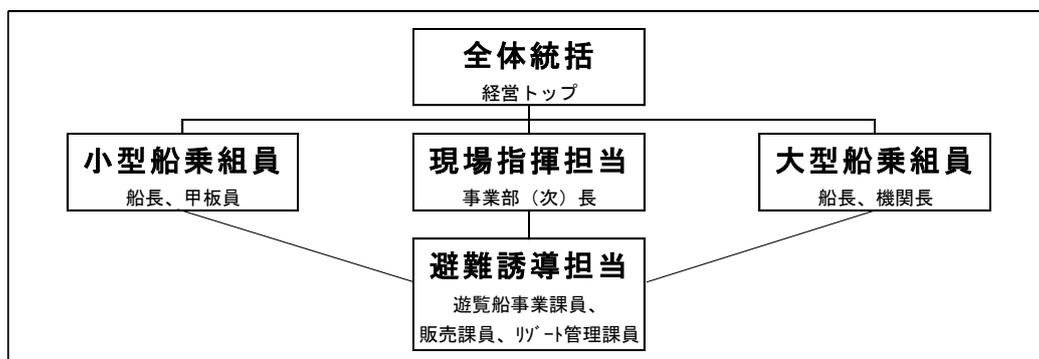
- ① 船長は、現場指揮担当者と無線で情報を共有したうえで、地震が発生したこと、情報確認中であることを放送で旅客に周知し、次の案内まで船内で待機するよう案内すること。
- ② 津波の恐れなし／津波注意報／津波警報に応じて「1. ターミナル内外のお客様避難誘導」と同様の対応とする。

### (3) 航行中の津波注意（警）報に伴う避難判断

- ① 船長は、現場指揮担当者と無線で情報共有したうえで、地震が発生したこと、情報確認中であることを放送で旅客に周知すること。
- ②-1 船長は、津波注意報が発表されたが航行に影響がない場合であっても、万が一の安全のために帰港することを放送で旅客に周知すること。入港後は係員の指示に従って順に下船いただくことも周知すること。船は必要に応じて係留強化の対策を取ること。
- ②-2 津波警報が発表され、到達予想時刻まで十分に時間がある場合、船長は帰港することを船内放送すること。入港後の対応は前項同様。
- ②-3 津波警報が発表され到達予想時刻まで時間がない場合、船長は沖に出て海上待機し、船内放送で旅客に周知すること。

## 2. 防災体制図と役割

### (1) 防災体制図



### (2) 役割

- ◆全体統括担当：現場指揮担当者への指示、関係者・関係機関への連絡など
- ◆現場指揮担当：各担当配置確認、各担当への指示、地震・津波の規模・到達時刻に関する情報収集
- ◆船舶乗組員：旅客乗下船中・遊覧船の場合は情報収集、旅客への声掛け、安全確保、誘導など  
※遊覧中でない場合は、係留索強化・避難誘導担当
- ◆避難誘導担当：拡声器や放送機器による避難の呼びかけ、避難場所までの誘導、避難状況の確認

## ●防災（地震・津波）避難経路MAP

①遊覧船ターミナル ②大芝生広場 ③赤崎小学校



※佐世保防災ポータルサイトより

## ●津波警報・注意報の種類

- ・大津波警報：5 m以上
- ・津波警報：3 m以上
- ・津波注意報：1 m以下